

社会福祉法人ひかりの家 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの家の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程で言う役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員等が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときは、別表1によりその費用を会議の都度弁償することができる。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。また、支払いについては、任務内容に応じて本部会計・施設会計を区別する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を要する。

別表 1

	費用弁済
理事会出席	1回 1,000円
評議員会出席	1回 1,000円

別表 2

理 事	報 酬
理事長業務報酬等	15,000円

附 則

この規定は、2011年4月1日より実施する。

この規定は、2013年3月26日から一部改正し実施する。

この規定は、2014年3月14日から一部改正し実施する。